

# ○可茂衛生施設利用組合啓発宿泊研修施設の設置及び管理 に関する条例施行規則

平成18年1月4日  
可茂衛生施設利用組合規則第1号

改正 平成20年1月4日組合規則第1号  
平成28年8月4日組合規則第5号  
令和4年3月22日組合規則第2号

平成22年11月15日組合規則第5号  
令和3年3月19日組合規則第4号  
令和5年7月20日組合規則第5号

(趣旨)

第1条 この規則は、可茂衛生施設利用組合啓発宿泊研修施設の設置及び管理に関する条例（平成18年可茂衛生施設利用組合条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(公募等)

第2条 条例第7条に規定する規則で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 施設の概要
- (2) 申請をすることができる団体の資格
- (3) 申請を受け付ける期間
- (4) 申請に必要な書類
- (5) 管理に係る経費に関する事項
- (6) 管理の基準
- (7) 管理業務の範囲及び具体的な内容
- (8) 利用料金に関する事項
- (9) 指定管理者に管理を行わせようとする期間
- (10) その他管理者が必要と認める事項

2 条例第7条ただし書に規定する合理的な理由とは、次の各号に掲げる場合とする。

- (1) 研修館の性格、規模及び機能により公募することが適さないと認められるとき。
- (2) 研修館の設置目的を効果的かつ効率的に達成するため、地域の活力を積極的に活用した管理を行うことが望ましいと認められるとき。
- (3) 関係市町村が出資している法人、公共団体又は公共的団体の設立の経緯や目的等から判断し、研修館の管理運営を行わせることが望ましいと認められるとき。
- (4) 条例第14条の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は指定管理者が天災その他の事由により管理の業務を行うことが困難となったとき。

(指定の申請)

第3条 条例第8条の規定による指定管理者の指定の申請は、公の施設の指定管理者指定申請書（別記様式第1号）により行うものとする。

2 条例第8条第2号に規定する書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- (2) 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本又は全部事項証明書

- (3) 指定申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、収支決算書その他団体の財務状況を明らかにする書類
- (4) 団体の概要を記載した書類
- (5) その他管理者が必要と認めるもの  
(指定の通知)

第4条 条例第10条第2項の規定による指定管理者の指定の通知は、公の施設の指定管理者指定通知書（別記様式第2号）により行うものとする。  
(協定の締結)

第5条 条例第11条第2項に規定する協定で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 施設の管理に関する事項
- (2) 利用料金に関する事項
- (3) 指定の期間に関する事項
- (4) 管理に係る経費に関する事項
- (5) 事業報告及び業務報告に関する事項
- (6) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- (7) 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- (8) その他管理者が必要と認める事項  
(事業報告書)

第6条 条例第12条に規定する事業報告書は、公の施設の指定管理業務事業報告書（別記様式第3号）によるものとする。

2 条例第12条第4号の管理者が別に定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 利用を制限したことがある場合は、その状況及び理由
- (2) 事業計画と異なる管理を行った場合は、その状況及び理由
- (3) その他管理者が必要と認める事項  
(指定の取消し等の通知)

第7条 管理者は、条例第14条第1項に規定する取り消し、又は業務停止を命じるときは、指定管理者指定取消し（業務停止）命令書（別記様式第4号）により当該指定管理者に通知しなければならない。

(利用の許可申請)

第8条 条例第17条に規定する許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、わくわく体験館利用許可申請書（別記様式第5号。以下「許可申請書」という。）を指定管理者に提出しなければならない。

2 前項に規定する許可申請書は、次に定める期間内に提出しなければならない。ただし、指定管理者がやむを得ない事由があると認めたときは、この限りでない。

- (1) 宿泊利用 利用する日の属する月の3月前の月の初日から利用前3日までの間
- (2) 上記以外の利用 利用する日の属する月の3月前の月の初日から利用前日までの間

(利用許可の方法)

第9条 指定管理者は、利用許可をしたときは、わくわく体験館利用許可書（別記様

式第6号。以下「許可書」という。)を申請者に交付するものとする。

(利用許可の変更申請)

第10条 前条の許可書の交付を受けた者(以下「利用者」という。)は、許可書に記載された事項の全部又は一部を変更しようとするときは、わくわく体験館利用変更許可申請書(別記様式第7号)に許可書を添えて、指定管理者に提出し、その許可を受けなければならない。

2 第1項の変更申請の提出期間は、第8条第2項の規定を準用する。

3 指定管理者は、前項の規定により利用の変更を許可したときは、わくわく体験館利用変更許可書(別記様式第8号)を利用者に交付するものとする。

(利用等の取消し)

第11条 利用者が利用の取下げをしようとするときは、わくわく体験館利用許可取消申請書(別記様式第9号。以下「取消申請書」という。)に許可書を添えて、速やかに指定管理者に提出しなければならない。

2 指定管理者は、前項の取下げを承認したとき又は条例第20条第1項の規定により利用の許可を取り消したときは、わくわく体験館利用許可取消通知書(別記様式第10号)を利用者に交付するものとする。

(利用料金の納入)

第12条 利用料金は、許可書の交付の際に支払わなければならない。ただし、条例第21条第1項の規定により指定管理者がやむを得ないと認めたときは、使用許可後に納入することができる。

(利用料金の減免)

第13条 条例第21条に規定する「規則に定める特別の理由があると認めるとき」は、可茂衛生施設利用組合が公益上の目的のため主催して利用するときとし、当該利用料金の全額を減免する。

2 前項の規定により、利用料金の減免を受けようとする者は、わくわく体験館利用料金減免申請書(別記様式第11号)を提出しなければならない。

(利用料金の還付)

第14条 条例第22条ただし書の規定による特別な理由とは、次に掲げるものとする。

(1) 災害その他利用者の責めに帰することができない事由により利用することができなくなったとき

(2) 利用日の前日までに、利用許可の申請の取消しを申し出たとき

2 利用料金の還付を受けようとする者は、わくわく体験館利用料金還付申請書(別記様式第12号。以下「還付申請書」という。)に許可書を添えて指定管理者に提出しなければならない。

3 前項の規定により還付を受ける場合の還付申請書の提出期限(以下「還付申請期限」という。)は次表のとおりとし、既納料金に対する還付の割合は、それぞれ右欄に定めるとおりとする。ただし、還付申請期限が休館日にあたる場合は、その前日を還付申請期限とする。

施設区分	還付申請期限	還付割合
宿泊施設	利用日の3日前	100%

	利用日の前日	50%
上記以外の施設等	利用日の前日	100%

4 前項の規定に関わらず、第1項第1号に規定する理由により利用料金を還付する場合は、当該利用料金の全額を還付するものとする。

5 指定管理者は、第2項の規定による申請を適当と認めるときは、わくわく体験館利用料金還付決定通知書（別記様式第13号）を利用者に交付するものとする。

（遵守事項）

第15条 何人も、研修館においては、次の行為をしてはならない。

- (1) 所定の場所以外において、みだりに火気又は危険物を取り扱うこと。
- (2) 騒音を発し、又は暴力を用いる等他人の迷惑となる行為をすること。
- (3) 許可を受けずに壁、柱等に掲示を行なうこと。
- (4) 許可を受けずに物品の陳列又は販売若しくは募金等を行なうこと。
- (5) 許可を受けずに文書、広告等を頒布し、又は散布すること。
- (6) 前各号に定めるもののほか、施設の管理運営上必要な指示に反する行為を行なうこと。

（損傷等の届出）

第16条 利用者その他研修館を利用する者は、施設等を損傷し、又は滅失したときは、直ちに指定管理者に届け出て、指示を受けなければならない。

（事故等の免責）

第17条 管理者は、利用者の利用中の故意若しくは過失又は疾病による事故については、その責めを負わない。

（その他）

第18条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、管理者が定める。

附 則

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する（以下「施行日」という。）。ただし、第2条から第5条までの規定及び第7条の規定については、公布の日から施行する。

2 この規則の施行日前に、可茂衛生施設利用組合啓発宿泊研修施設の設置及び管理に関する条例施行規則（平成11年組合規則第9号）の規定によりなされた処分、手続きその他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成20年組合規則第1号）

この規則は、平成20年1月4日から施行する。

附 則（平成22年組合規則第5号）

この規則は、平成22年11月15日から施行する。

附 則（平成28年組合規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年組合規則第4号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、現にある様式については、当分の間、所要の調整を加えて使用することができるものとする。

附 則（令和4年組合規則第2号）

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、現にある様式については、当分の間、所要の調整を加えて使用することができるものとする。

附 則（令和5年組合規則第5号）

（施行期日）

1 この規則は、令和5年11月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、現にある様式については、当分の間、所要の調整を加えて使用することができるものとする。

公の施設の指定管理者指定申請書

年 月 日

可茂衛生施設利用組合 様

申請者 所在地  
法人又は団体名  
代表者氏名  
連絡先

可茂衛生施設利用組合の公の施設の指定管理者の指定を受けたいので、可茂衛生施設利用組合啓発宿泊研修施設の設置及び管理に関する条例第8条の規定により次のとおり申請します。

1 指定を受けようとする公の施設の概要

2 添付書類

- (1) 指定を受けようとする公の施設の管理に関する事業計画書
- (2) 当該施設の管理に関する業務の収支予算書
- (3) 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- (4) 法人にあつては、当該法人の登記簿謄本又は全部事項証明書
- (5) 指定申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、収支決算書その他団体の財務状況を明らかにする書類
- (6) 団体の概要を記載した書類
- (7) その他管理者が必要と認めるもの

様式第2号（第4条関係）

公の施設の指定管理者指定通知書

年 月 日

法人又は団体の所在地

法人又は団体名

法人又は団体の代表者氏名 様

可茂衛生施設利用組合管理者 印

年 月 日付けで申請のあった、下記の公の施設の指定管理者を次のとおり決定したので、可茂衛生施設利用組合啓発宿泊研修施設の設置及び管理に関する条例第10条第2項の規定により通知します。

- 1 指定する公の施設の名称
- 2 指定管理者となる法人又は団体の名称
- 3 指定の期間
- 4 指定の条件
  - (1) 事業計画書等の変更をするときは、管理者の承認を得ること。
  - (2) 管理を継続することができなくなったときは、速やかに管理者に申し出ること。
  - (3) 法令に違反したとき、又は管理者の指示に従わないとき、若しくは管理を継続することができないと認められるときは、指定を取消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずる。

様式第3号（第6条関係）

公の施設の指定管理業務事業報告書

年 月 日

可茂衛生施設利用組合管理者 様

指定管理者 所在地  
名称  
代表者氏名

可茂衛生施設利用組合啓発宿泊研修施設の設置及び管理に関する条例第12条の規定により、次のとおり指定管理業務事業報告書を提出します。

- 1 事業年度
- 2 指定管理の期間
- 3 管理業務の実施状況及び利用状況
- 4 利用に係る料金の収入状況
- 5 管理に係る経費の収支状況
- 6 利用を制限したことがある場合は、その状況及び理由
- 7 事業計画と異なる管理を行った場合は、その状況及び理由
- 8 その他管理者が必要と認める事項



様式第4号（第7条関係）

指定管理者指定取消し（業務停止）命令書

年 月 日

指定管理者 所在地  
名称  
代表者氏名 様

可茂衛生施設利用組合管理者 印

可茂衛生施設利用組合啓発宿泊研修施設の設置及び管理に関する条例第14条第1項の規定により、次のとおり指定の取消し（管理業務の全部の停止・管理業務の一部の停止）を命ずる。

- 1 公の施設の名称
- 2 処分の内容  
指定の取消し・管理業務の全部の停止・管理業務の一部の停止
- 3 処分の命令日  
年 月 日
- 4 管理業務の停止の場合の期間  
年 月 日から 年 月 日まで
- 5 管理業務の一部停止の場合の業務範囲
- 6 処分の理由

（教示事項）

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、管理者に対して審査請求をすることができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分の取消しを求める訴えをするときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、組合を被告として（訴訟において組合を代表する者は管理者となります。）、提起することができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

わくわく体験館利用許可申請書

指定管理者 様

次のとおり、わくわく体験館を利用したいので申請します。

申請者住所	〒 -	氏名	電話( ) -						
団体住所	〒 -	団体名	電話( ) -						
利用行事名									
宿 泊 室	利用日時	年 月 日( ) 時 分から			4人部屋 _____ 室 カサブランカ・201・202 203・204・205 10人部屋 _____ 室 [てっぼうゆり・ひめゆり]				
	利用室名	年 月 日( ) 時 分まで							
宿 泊 室	利用人数	_____人 (うち寝具を利用しない幼児 _____人) 男( )・女( )	10人部屋(グループ室)			4人部屋			合計
			一般	小・中・高校生	幼児寝具	一般	小・中・高校生	幼児寝具	
	利用料金	円	泊数						
			合計						
会 議 室 ・ 体 育 館	利用日時	年 月 日( ) 時 分から			年 月 日( ) 時 分まで			< 時間 分 >	
	利用室名	・会議用和室		・グループ室 (てっぼうゆり・ひめゆり)		・体育館			
	利用人数	人		利用料金	円				
特記事項									

電話 / (0574) 65-1515      FAX / (0574) 65-0981

休館日 / 毎週火曜日、祝日、12月28日から翌年1月4日まで。

わくわく体験館利用許可書

次のとおり、わくわく体験館の利用を許可します。

指定管理者

申請者住所	〒 ー	氏名	電話( ) ー					
団体住所	〒 ー	団体名	電話( ) ー					
利用行事名								
宿 泊 室	利用日時	年 月 日( ) 時 分から			4人部屋 ー 室 カサブランカ・201・202 203・204・205 10人部屋 ー 室 [てっぼうゆり・ひめゆり]			
	利用室名	年 月 日( ) 時 分まで						
		< 泊 日 >						
	利用人数 (うち寝具を利用しない幼児 ー 人) 男( )・女( )	10人部屋(グループ室)			4人部屋			合計
		一般	小・中・高校生	幼児寝具	一般	小・中・高校生	幼児寝具	
		人数						
		料金						
利用料金	円	泊数						
		合計						
会 議 室 ・ 体 育 館	利用日時	年 月 日( ) 時 分から					全面 半面	
		年 月 日( ) 時 分まで < 時間 分 >						
	利用室名	・会議用和室 ・グループ室 (てっぼうゆり・ひめゆり) ・体育館						
	利用人数	人	利用料金	円				
特記事項								

電話／(0574)65-1515 FAX／(0574)65-0981

休館日／ 毎週火曜日、祝日、12月28日から翌年1月4日まで。

わくわく体験館利用変更許可申請書

指定管理者 様

次のとおり、わくわく体験館の利用を変更したいので申請します。

申請者住所		〒 ー	氏名		電話( ) ー			
団体住所		〒 ー	団体名		電話( ) ー			
利用行事名								
宿 泊 室	利用日時	年 月 日( ) 時 分から			4人部屋_____室 カサブランカ・201・202 203・204・205 10人部屋_____室 [てっぼうゆり・ひめゆり]			
	利用室名	年 月 日( ) 時 分まで						
		< 泊 日 >						
	利用人数	_____人 (うち寝具を利用しない幼児_____人) 男( )・女( )	10人部屋(グループ室)			4人部屋		
		一般	小・中・高校生	幼児寝具	一般	小・中・高校生	幼児寝具	
		人数						
		料金						
利用料金	円	泊数						
		合計						
会議室・体育館	利用日時	年 月 日( ) 時 分から			年 月 日( ) 時 分まで < 時間 分 >			
	利用室名	・会議用和室 ・グループ室(てっぼうゆり・ひめゆり) ・体育館 全面/片面						
	利用人数	人		利用料金	円			
利用料	前回納付済額		今回利用料		今回納付額			
	円		円		円			
理由								

注： わくわく体験館利用許可書を必ず添付してください。

わくわく体験館利用変更許可書

年 月 日付けで許可した、わくわく体験館の利用を次のとおり変更します。

指定管理者

申請者住所	〒 ー	氏名	電話( ) ー						
団体住所	〒 ー	団体名	電話( ) ー						
利用行事名									
宿 泊 室	利用日時	年 月 日( ) 時 分から			4人部屋_____室 カサブランカ・201・202 203・204・205 10人部屋_____室 [てっぽうゆり・ひめゆり]				
	利用室名	年 月 日( ) 時 分まで							
		< 泊 日 >							
泊 室	利用人数	_____人 (うち寝具を利用しない幼児_____人) 男( )・女( )	10人部屋(グループ室)			4人部屋			合計
			一般	小・中・高校生	幼児寝具	一般	小・中・高校生	幼児寝具	
			人数						
	利用料金	円	泊数						
			合計						
会議室・体育館	利用日時	年 月 日( ) 時 分から 年 月 日( ) 時 分まで < 時間 分 >							
	利用室名	・会議用和室 ・グループ室(てっぽうゆり・ひめゆり) ・体育館 全面/半面							
	利用人数	人		利用料金	円				
利用料	前回納付済額		今回利用料			今回納付額			
	円		円			円			
備考									

わくわく体験館利用許可取消申請書

指定管理者 様

申請者住所	〒 ー	氏名	電話( ) ー							
団体住所	〒 ー	団体名	電話( ) ー							
許可年月日		許可番号								
許可を受けた内容	利用行事名									
	宿 泊 室	利用日時	年 月 日( ) 時 分から			4人部屋_____室 カサブランカ・201・202 203・204・205 10人部屋_____室 [てっぽうゆり・ひめゆり]				
		利用室名	年 月 日( ) 時 分まで							
	宿 泊 室	利用人数	_____人 (うち寝具を利用しない幼児 _____人) 男( )・女( )	10人部屋(グループ室)			4人部屋			合計
				一般	小・中・高校生	幼児寝具	一般	小・中・高校生	幼児寝具	
				人数						
				料金						
	宿 泊 室	利用料金	円	泊数						
				合計						
	会議室・体育館	利用日時	年 月 日( ) 時 分から			年 月 日( ) 時 分まで < 時間 分 >				
利用室名		・会議用和室 ・グループ室(てっぽうゆり・ひめゆり)			・体育館 全面/半面					
利用人数		人		利用料金	円					
取消理由 (詳細に記入して下さい)										

上記の理由により、わくわく体験館の利用許可の申請を取り消しますので、わくわく体験館利用許可書を添えて届け出ます。

わくわく体験館利用許可取消通知書

申請者住所	〒 ー	氏名	電話( ) ー							
団体住所	〒 ー	団体名	電話( ) ー							
許可年月日	年 月 日		許可番号							
許可をした内容	利用行事名									
	宿	利用日時	年 月 日( ) 時 分から		4人部屋_____室 カサブランカ・201・202 203・204・205 10人部屋_____室 [てっぼうゆり・ひめゆり]					
		利用室名	年 月 日( ) 時 分まで							
	泊室	利用人数	_____人 (うち寝具を利用しない幼児 _____人) 男( )・女( )	10人部屋(グループ室)			4人部屋			合計
				一般	小・中・高校生	幼児寝具	一般	小・中・高校生	幼児寝具	
		人数								
		料金								
		利用料金	円	泊数						
	合計									
	会議室・体育館	利用日時	年 月 日( ) 時 分から		< 時間 分 >					
利用室名		年 月 日( ) 時 分まで								
利用人数		_____人		利用料金	_____円					
取消理由										

上記の理由により、わくわく体験館の利用許可の取り消しを通知します。

年 月 日

指定管理者

わくわく体験館利用料金減免申請書

指定管理者 様

次のとおり、わくわく体験館利用料金の減免を申請します。

申請者住所	〒 ー	氏名	電話( ) ー						
団体住所	〒 ー	団体名	電話( ) ー						
利用行事名									
宿 泊 室	利用日時	年 月 日( ) 時 分から			4人部屋_____室 カサブランカ・201・202 203・204・205 10人部屋_____室 [てっぼうゆり・ひめゆり]				
	利用室名	年 月 日( ) 時 分まで							
		< 泊 日 >							
	利用人数	_____人 (うち寝具を利用しない幼児_____人)	10人部屋(グループ室)			4人部屋			合計
		男( )・女( )	一般	小・中・高校生	幼児寝具	一般	小・中・高校生	幼児寝具	
	利用料金	円	泊数						
			合計						
会議室・体育館	利用日時	年 月 日( ) 時 分から							
		年 月 日( ) 時 分まで < 時間 分 >							
	利用室名	・会議用和室 ・グループ室(てっぼうゆり・ひめゆり) ・体育館 全面/半面							
	利用人数	人		利用料金	円				
利用料	円								
備考	円								



## わくわく体験館利用料金還付申請書

指定管理者 様

次のとおり、わくわく体験館利用料金の還付を請求します。

申請者住所	〒 ー		氏名	電話( ) ー		
団体住所	〒 ー		団体名	電話( ) ー		
利用許可日	年 月 日		利用許可番号	第 号		
変更許可日	年 月 日		変更許可番号	第 号		
許可取消日	年 月 日		許可取消番号	第 号		
利用料金の額			円			
納入済利用料金の額			円			
還付請求の額			円			
還付方法	口座振込					
	振込先	金融機関				
		種類	当座・普通	口座番号		
		フリガナ				
	口座名義					
備考						

注1 利用変更許可書若しくは利用許可取消通知書を必ず添付してください。

わくわく体験館利用料金還付決定通知書

次のとおり、わくわく体験館利用料金の還付を通知します。

申請者住所	〒 ー		氏名	電話( ) ー	
団体住所	〒 ー		団体名	電話( ) ー	
利用許可日	年 月 日		利用許可番号	第 号	
変更許可日	年 月 日		変更許可番号	第 号	
許可取消日	年 月 日		許可取消番号	第 号	
利 用 料 金 の 額			円		
納 入 済 利 用 料 金 の 額			円		
還 付 請 求 の 額			円		
還 付 方 法	口座振込				
	振 込 先	金融機関			
		種 類	当座・普通	口座番号	
		フリガナ			
	口座名義				
備 考					

指定管理者